

申告が必要か こちからからご確認ください

スタート 令和8年1月1日の住所
は各務原市だった
はい

各務原市での申告は不要です。
令和8年1月1日に居住している
自治体にご確認ください。

令和7年中にどのような収入がありましたか
主に給与
給与収入が20000万円を超えていた
主に公的年金
年金収入が400万円を超えていた
主に農業・営業・不動産
所得金額（収入-経費）が所得税の控除の合計よりも大きい
収入なし・非課税収入のみ（遺族年金・障害者年金・失業給付金など）

年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある

勤務先は1か所だけで年末調整をした（複数あっても合算して年末調整をした）
給与収入が20000万円を超えていた
主に公的年金
年金収入が400万円を超えていた
主に農業・営業・不動産
所得金額（収入-経費）が所得税の控除の合計よりも大きい
収入なし・非課税収入のみ（遺族年金・障害者年金・失業給付金など）

年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある

勤務先は1か所だけで年末調整をした（複数あっても合算して年末調整をした）
給与収入が20000万円を超えていた
主に公的年金
年金収入が400万円を超えていた
主に農業・営業・不動産
所得金額（収入-経費）が所得税の控除の合計よりも大きい
収入なし・非課税収入のみ（遺族年金・障害者年金・失業給付金など）

年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある
年金以外の所得がある

勤務先から各務原市に給与支払報告書
提出がある
給与以外の所得がある
給与以外の所得がある
給与以外の所得がある
給与以外の所得がある

収入の合計が160万円以上ある
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ

いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ

いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ
いいえ

市・県民税申告が必要です
（詳細は6ページ）
確定申告、市・県民税申告は
不要です
（詳細は5ページ）



申告に必要なものを
次のページで確認してね！

申告書の提出 必要な方

B 市・県民税の申告が

必要な方

提出の際に、本人確認として、身元確認とマイナンバーの番号確認を行います。運転免許証などの身元確認書類とマイナンバーカードなどの番号確認書類をお持ちください。郵送で提出する方は、それぞれの写しを添付してください。

期間 2月16日～3月16日の平日
時間 午前8時30分～午後5時15分
場所 ▼市役所2階市民税課 ▼市民サービスセンター（書類の受取のみで、内容確認は行いません。期限後は、市民税課にご提出ください）

申告書に「住所、氏名、ふりがな、生年月日、マイナンバー、電話番号、市民税第一係へ送付してください。漏れがないことを確認し、次の書類を添付して〒504-8555那加桜町1の69、各務原市役所市民税課に送付してください。」の記入漏れがないことを確認し、次の書類を添付して〒504-8555那加桜町1の69、各務原市役所市民税課に送付してください。

申告書に「住所、氏名、ふりがな、生年月日、マイナンバー、電話番号、市民税第一係へ送付してください。漏れがないことを確認し、次の書類を添付して〒504-8555那加桜町1の69、各務原市役所市民税課に送付してください。」の記入漏れがないことを確認し、次の書類を添付して〒504-8555那加桜町1の69、各務原市役所市民税課に送付してください。

申告書
申告書は、市民税課、市民サービスセンター窓口で配布します（市役所窓口からもダウンロード可）。

前年に市・県民税の申告を行った方などは、1月下旬に届いたプレ印字

エクセルデータからもダウンロード可。

申告書をご使用ください。

医療費控除の明細書を作成し、添付してください。なお、領収書は自宅で5年間保存してください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類、委任状や申告義務者本人しか持ち得ない書類（本人の運転免許証や資格確認書の原本、市民税課が送付したプレ印字申告書など）、申告義務者本人の番号確認書類をお持ちください。

市・県民税、 所得税の申告を

申告期間
2/16～3/16

申告が必要な方は、期間内に申告してください。期限間近は窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。

詳細 ▷市・県民税の申告=市民税課 058-383-1114 ▷所得税の申告相談=電話相談センター 0570-00-5901 (ナビダイヤル)

あさけんレポート ASAKEN Report

ビジネス グランプリ 2025

市長 浅野健司



岐阜各務野高等学校と各務原商工會議所青年部の連携協定による「ビジネスグランプリ2025」が12月11日に開催され、私も審査員の一人として参加いたしました。この事業は、商工会議所青年部の会員企業が抱える課題を解決するため、同校ビジネス科の生徒たちが8つのチームに分かれ、ビジネスプランを考えて発表するものです。生徒たちは4月以降、企業の課題の分析や、実際に企業へ訪問し担当者と協議を重ねてプランを練り上げ、発表会に臨みました。中には、チームで考案したプランに基づいた事業を実

施し、その成果まで発表するチームもあり、生徒たちにとって貴重な経験になつたこと思います。生徒たちの考えたビジネスプランは、実現性や独自性など5つの項目で審査され、今回は、地元企業が経営するドッグランの赤字解消をテーマに取り組んだチームが優勝しました。発表会に向けて、生徒たちは、プレゼンテーションの方針についても勉強し、自分たちの考えたビジネスプランを分かりやすく伝えることがで

ます▼当日会場で、予約数を除いた残数の入場券を配付。配付は午前8時を予定。状況により、早めに配付する場合あり▼配付状況に応じて、後半の来場をお願いすることがあります▼期間中は会場内に「税理士による無料税務相談所」を開設▼土地・建物などの譲渡所得がある方（株式以外の譲渡所得）は、マーサ21会場にお越しください（産業文化センターでは取扱できなくなりました）会場では取扱できなくなりました）**マーサ21会場**

▼会場で検算・確認は行いません
会場では、納税証明書の発行や納税は不可▼2月16日～3月16日は、岐阜南税務署での申告書作成指導は行いません（作成済申告書の提出は可）
▼今年度から市役所・市民サービスセンターで、確定申告書を預かることができなくなりました。提出は、申告会場設置の提出箱、または郵送でテ460-8527名古屋市中区三の丸3の2の4、名古屋第二国税総合庁舎名古屋国税局業務センター

ご注意ください！

便利なサービス

▼控えへの押印は無し。正本のみを提出
▼控えへの押印は無し。正本のみを提出

相談電話 電話相談センター☎0570(00)5901(ナビダイヤル)
相談時間 9時～午後3時30分
相談場所 産業文化センター1階あすかホール（那加桜町2）
備考 産業文化センター1階あすかホール（那加桜町2）
専用フォームで、入場時間枠を予約可。入場時に、氏名を確認し

マイナンバーカードをお持ちでない方 マイナンバーカードなど、本人のマイナンバーが確認できる書類1点と運転免許証や資格確認書など、記載したマイナンバーの正しい持ち主であることを確認できる身元確認書類1点を

市・県民税、所得税の申告に必要なもの

▶令和7年中の収入金額（所得金額）や必要経費の分かれる書類（給与や公的年金などの源泉徴収票、配当の支払通知書など）▶各種控除に必要な領収書や証明書など（下表参照）▶昨年の申告書などの控え

▶還付を受ける方は、振込先の口座番号が分かるも（本人名義の口座）▶国外に居住する親族に係る扶養控除などの適用を受ける方は、親族関係・送金関係を証明する書類

医療費控除	▶医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書▶健康保険や生命保険などから医療費に対し補てんを受けている場合、金額の分かる書類など（健康保険によっては、高額療養費の申請時に領収書が必要となります。先に高額療養費を申請してください）▶セルフメディケーション税制での申告の場合、特定一般用医薬品などの購入費の明細書 ※領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要です。医療費の領収書や、「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」は、自宅で5年間保存する必要があります	寄附金控除	寄附先から交付された寄附金の領収書（ふるさと納税ワンストップ特例を適用したものを含む）、証明書など
社会保険料控除	▶国民年金保険料=支払証明書▶国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料=令和7年中の支払金額の分かるもの（今年度から「納付済み額のお知らせ」は廃止）	雑損控除	▶被災証明書▶損害を受けた資産の時価が分かるもの▶災害関連支出の領収書など
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料の控除証明書	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	次のいずれかの書類▶身体障害者手帳▶療育手帳▶精神障害者保健福祉手帳▶要介護認定を受けている人は「障害者控除対象者認定書」	住宅借入金等特別控除（令和7年中に入居した方）	国税庁ウェブサイト参照



A 所得税の確定申告が必要な方 申告会場は2カ所 確定申告が必要な方

令和7年分の所得税と復興特別所得税、個人事業者の消費税と地方消費税、贈与税の確定申告会場を開設します。会場での申告は、自身のスマートフォンで行つていただきます（産業文化センターにあるパソコンでも申告可。ただし、台数に限りがあります）。スマートフォンを使用している方は、事前にマイナポータルアプリをインストールしたスマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁）・利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）も必要です。

会場へ入るには、予約または「入場整理券」が必要です。電話による予約も必要です。

会場へ入るには、予約または「入場整理券」が必要です。電話による予約は、できません。

産業文化センター会場

期間 2月16日～3月16日の平日、3月1日(日)
時間 午前9時～午後5時
場所 「マーサ21」南館4階マーサホール（岐阜市正木中1の2の1）
備考 ▶午前8時30分から当日分の入场整理券を配付▶国税庁LINE公式アカウントで予約可

期間 2月16日～3月16日の平日、3月1日(日)
時間 午前9時～午後5時
場所 「マーサ21」南館4階マーサホール（岐阜市正木中1の2の1）
備考 ▶午前8時30分から当日分の入场整理券を配付▶国税庁LINE公式アカウントで予約可

マイナンバーカードをお持ちでない方 通知カードなど、本人のマイナンバーが確認できる書類1点と運転免許証や資格確認書など、記載したマイナンバーの正しい持ち主であることを確認できる身元確認書類1点を



も、画面の案内に沿つて入力すれば、所得税の申告書や、青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成と送信ができます。国税庁ウェブサイトでは、利用方法などを動画で案内しています。ぜひご利用ください。

